

鳥取市空き家情報バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に所在する空き家情報を発信することにより、空き家の流通促進、居住支援の充実及び定住促進を図るため、鳥取市空き家情報バンク（空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けた情報を空き家の利用を希望する者に対し提供する仕組みをいう。以下「空き家バンク」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内に存する住宅（住宅以外の用途を兼ねる建築物である場合は、住宅の用途に供する部分が当該建築物の床面積の2分の1以上であるものに限る。）であって、現に人が居住していないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 集合住宅又は集合住宅に類するもの

イ その住宅及び敷地について媒介契約（宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。以下同じ。）が当該住宅及び敷地の売買又は賃貸借に係る契約の交渉、締結等を媒介する契約をいう。以下同じ。）が締結されているもの

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家を売却し、又は賃貸することができる者をいう。

(3) 申請人 所有者等、所有者等の委任を受けた者をいう

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を制限するものではない。

(空き家バンクへの登録)

第4条 空き家情報を空き家バンクに登録しようとする申請人、所有者等（以下「登録希望者」という。）は、鳥取市空き家情報登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 空き家情報登録カード（様式第2号）

(2) 同意書（様式第3号）

(3) 固定資産税納税通知書の写し、登記簿謄本の写しその他登録を希望する空き家の所有者、所在地、面積及び権利関係が確認できる書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）に対し、空き家情報登録希望物件調査及

び宅地建物取引業者募集依頼書（様式第4号）により情報登録の申請があった空き家（以下「登録希望物件」という。）の空き家情報登録カード（様式第2号）記載事項の調査及び登録希望物件に係る媒介契約の締結を希望する宅地建物取引業者（以下「媒介契約締結候補者」という。）の募集を依頼するものとする。

- 3 宅建協会は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに登録希望物件の空き家情報登録カード（様式第2号）記載事項の調査及び媒介契約締結候補者の募集を行い、市長及び登録希望者に対し空き家情報登録希望物件調査及び宅地建物取引業者募集結果報告書（様式第5号）を提出し、結果を報告するものとする。
- 4 登録希望者は、前項の報告を受けたときは、報告のあった媒介契約締結候補者の中から登録希望物件の調査及び登録希望物件の売買又は賃貸借の交渉及び契約の締結を媒介する宅地建物取引業者を決定し、媒介契約を締結するとともに、宅建協会にその旨を報告するものとする。
- 5 宅建協会は、前項により登録希望者と媒介契約を締結した宅地建物取引業者について、媒介契約締結報告書（様式第6号）により、市長に報告するものとする。
- 6 市長は、第3項の報告を受けて登録希望物件の情報の空き家バンクへの登録が適当であると認め、かつ、前項の報告により媒介契約の締結を確認したときは、空き家バンクへの登録を決定し、空き家情報登録カード（様式第2号）に当該登録希望物件及び媒介契約締結業者（以下「契約業者」という。）の情報を登録するとともに、空き家情報登録決定通知書（様式第7号）により登録希望者に通知するものとする。
- 7 登録希望者は登録希望物件の取り下げを希望するときには、空き家情報取り下げ申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 8 市長は、第3項の報告又は第7項の申請書の提出があったとき、その他の事情により登録希望物件の情報を空き家バンクへ登録することができないと認める場合は、空き家情報登録却下通知書（様式第9号）により登録希望者に通知するものとする。

（登録事項の変更等の届出）

第5条 前条第6項の規定により空き家バンクに情報を登録された空き家（以下「登録空き家」という。）の所有者等（以下「登録者」という。）又は契約業者は、当該登録空き家の情報（以下「登録空き家情報」という。）の内容に変更が生じたときは、空き家情報申請・登録変更届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報登録抹消申請書（様式第11号）を市長に提出するものとする。
 - (1) 当該登録空き家が滅失したとき。
 - (2) 第4条第4項の規定により締結した媒介契約について契約を更新せず契約期間を満了したとき。
 - (3) 第4条第4項の規定により締結した媒介契約を解除したとき。

(4) 登録空き家情報の抹消を希望するとき。

(登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録空き家情報の登録を抹消し、空き家情報登録抹消通知書(様式第12号)により登録者に通知するものとする。

(1) 第9条に規定する報告があったとき。

(2) 登録者の登録空き家に係る所有権その他の当該空き家を売却し、又は賃貸することができる権利に異動があったとき。

(3) 登録者から空き家情報登録抹消申請書の提出があったとき。

(4) 登録空き家情報の内容に虚偽があることが判明したとき、又は登録者がこの要綱の規定に違反したとき。

(5) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて第4条第1項に規定する申請を行い再登録した場合は、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を抹消する必要があると認めるとき。

(登録情報の公開)

第7条 市長は、登録空き家情報のうち個人情報以外の情報について、市の公式ウェブサイトその他適切な方法により公開するものとする。

(登録者と利用希望者との交渉等)

第8条 登録空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、契約業者に対し当該空き家の利用を希望する旨を連絡するものとし、契約業者は、登録者と利用希望者との登録空き家に関する売買又は賃貸借の交渉及び契約の締結を媒介するものとする。

2 市長は、登録者と利用希望者との登録空き家に関する売買又は賃貸借の交渉及び契約の締結については、直接これに関与しない。

(契約締結の報告)

第9条 登録者は、利用希望者と登録空き家に関する売買又は賃貸借の契約を締結したときは、契約締結報告書(様式第13号)により市長に報告するものとする。

(暴力団の排除)

第10条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員は、この要綱で定める制度を利用することができない。

(個人情報の保護)

第11条 空き家バンクの運用に関して知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係する法令等に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。